



JSHCT Letter No.58

The Japan Society for Hematopoietic Cell Transplantation

一般社団法人日本造血細胞移植学会

April 2015

目次

第37回日本造血細胞移植学会総会の総括	ii
平成27年度評議員会・社員総会 承認・決定事項等のお知らせ	iii - iv
平成26年度新規認定 日本造血細胞移植学会造血細胞移植認定医	iv
ワーキンググループ 新規メンバー募集のお知らせ／二次調査実施のお知らせとお願い	v
定款、定款施行細則	vi - xi
学会記 第19回韓国造血細胞移植学会冬期学術総会	xii - xiii
看護部会企画「第37回学会総会が終了して」	xiv
第37回学会におけるHCTC委員会の活動報告	xiv
私の選んだ重要論文	xv
施設紹介「琉球大学医学部附属病院 骨髓移植センター」	xvi
会員の声「九州がんセンター血液内科 崔 日承」	xvii
各種委員会からのお知らせ	xviii

第37回日本造血細胞移植学会総会の総括

総会会長 小川 啓恭
(兵庫医科大学 内科学講座血液内科)

第37回日本造血細胞移植学会総会は、2015年3月5日(木)から7日(土)の3日間の日程で、神戸国際会議場と神戸ポートピアホテルで開催されました。参加者は、2,800名以上に上り、収容人数の多い第1会場を除いて、どの会場も立ち見が出るほどの盛況でした。

学会の開催にあたって考慮したことは、1)既存の概念を覆すような新しい試み、2)現在、本邦および海外の移植医療をリードする人の旬の話、3)timelyで新規の話題を提供することの3点でした。1)の目的の話題は、3つのシンポジウムの中に集中させました。2)の目的の話題は、教育講演、ワークショップに集中させました。3)については、慢性GVHDに対するECP、非血縁PBSCT、MSC療法を取り上げましたが、それぞれ、特別企画やコーポレートセミナーの形で発表していただきました。これらの企画は概ね好評であったようです。想定外の出来事は、シンポジウム3で、「mixed chimerismを利用した同種移植」を講演する予定であった、米国NIHのDr. Tisdaleが、悪天候のため、来日できなかったことでした。Dr. Tisdaleは、シンポジウム3の講演に加え、3日目早朝のコーポレートセミナーで「非腫瘍性疾患の同種移植」を講演する予定になっていました。このピンチを、多くの方々のご協力とご尽力でなんとか乗り切ることができました。コーポレートセミナーでは、座長をご担当いただく予定であった東海大学の矢部普正先生が、短時間の間にPowerpointを用意して下さり、同じタイトルで講演をしていただきました。この紙面を借りて、お礼を申し上げます。さらに、シンポジウム3のフランスのDubernard教授には、動画を交えるなどして、時間を十分使用し、より充実した形でご講演して頂きました。

前述したようにシンポジウム3では、フランスのDubernard教授に、「手と顔の同種移植」をご講演いただきましたが、このような移植は、現在までのところ、本邦では1例もなされたことがないということでしたので、多くの方々にお聞き頂きたかったのですが、残念ながら聴衆はまばらでした。手を失った人が、亡くなった人からの手の移植を受け、ものを掴み、作業ができるようになったという動画をみると誰しもが感動しただろうと思いました。顔の移植を受けた患者の動画はさらに衝撃的なものでした。顔が変わるということで、患者の精神的なcareが重要というお話でした。Dubernard教授の講演は、ヨーロッパでは、毎回立ち見が出るほどと聞いていますが、少しもったいない気がしました。本邦の医療に対して、「殻を破れ」と仰っていただいているような気がしました。

託児所を用意できなかったことなど、いくつかの点でご批判をいただきました。学会総会毎に特色を出すべき部分と、継続性(あるいは蓄積)が求められる部分があると思います。看護部会から、看護師の参加人数の問い合わせがありましたが、正確な数字を割り出すことができないということが判明しました。非会員の看護師さんは、所定の用紙に記入して、参加受付をすることになっていましたが、その用紙に、「看護師」の項目がなかったためです。これはおそらく、学会毎に、学術集会請負業者が、一から企画考案するため、どこかにミスが出てくると思われる。同一会社であっても、支社同士の申し次ぎはほとんどありませんので、これらは、将来、学会事務局が主体的に受け持つ部分になってくるかも知れません。

最後になりましたが、学会総会を主催させていただき、多くの勉強をさせていただきました。本学会総会の開催にご尽力いただきました学会理事、プログラム委員、査読委員、学会事務局、製薬企業の方々から御礼申し上げます。

平成27年度評議員会・社員総会 承認・決定事項等のお知らせ

第37回日本造血細胞移植学会総会の会期中に開催された理事会並びに評議員会・社員総会において審議・承認され、同時開催されました会員集会で報告されました事項をお知らせいたします。

I. 事業並びに会計について

平成27年度事業報告並びに会計決算案、平成27年度事業計画並びに会計予算案について審議され、決定・承認されました。

＜決定・承認された会計決算案および会計予算案＞

一般会計：平成26年度決算案、平成27年度予算案

特別会計：平成26年度決算案、平成27年度予算案

- ・造血幹細胞(骨髄・末梢血・臍帯血、自家・血縁・非血縁)移植症例一元登録・フォローアップ事業
- ・造血幹細胞ドナー(骨髄・末梢血、血縁・非血縁)事前登録・フォローアップ事業
- ・学術集会事業
- ・臨床研究推進事業
- ・認定医制度事業
- ・看護師研修事業
- ・第36回日本造血細胞移植学会総会(平成26年度決算案)
- ・第38回日本造血細胞移植学会総会(平成28年度予算案)

II. 定款、定款施行細則、委員会規約の改定について

定款、定款施行細則の改定について審議され、決定・承認されました(別頁並びに学会ホームページ参照)。また、学術集会企画委員会細則および造血細胞移植コーディネーター委員会規約ならびに臨床研究委員会規約の改定、移植施設認定委員会規約の制定について審議され、決定・承認されました(各種委員会の規約、細則については、学会ホームページ参照)。

III. 新役員、新評議員、各種委員会新委員長・委員等の選任について

平成27年度からの新役員、新評議員・社員、各種委員会新委員長・新委員等として、以下の方々が選任されました(以下、全て敬称略、順不同)。

1. 新評議員(32名)：

(内科系)後藤守孝、森 康雄、立花崇孝、水田秀一、池添隆之、青墳信之、田中正嗣、
堺田恵美子、土岐典子、大和田千桂子、中前博久、石山 謙、森内幸美、諫田淳也、安部康信、
賀古真一、近藤英生、田坂大象、玉木茂久、吉本五一、高松博幸、菱澤方勝、米谷 昇、橋本尚子、
武内正博、横田 朗、酒井リカ、森島聡子、山下浩平

(小児科系)富澤大輔、中沢洋三

(看護)横田宣子

2. 次々期総会会長(平成30年度・第40回学会総会)：豊嶋崇徳(北海道大学大学院医学研究科)
3. 新名誉会員：今村雅寛、笠井正晴、坂巻 壽
4. 新功労会員：甲斐俊朗、河野文夫、宮脇修一
5. 各種委員会 新委員長・新委員：

1) 理事・評議員選任委員会：小川啓恭(新委員長、前年度総会会長)、宮村耕一(役職委員)、
高見昭良、八島朋子

- 2) 在り方委員会：吾郷浩厚(役職委員)
- 3) 倫理審査委員会：安斎 紀
- 4) 造血細胞移植コーディネーター委員会：森 毅彦、塚越真由美、安斎 紀、五井理恵、
青木紀子、酒井紫緒、大井 恵
- 5) 学術集会企画委員会：宮村耕一(役職委員)
- 6) 財務委員会：吾郷浩厚(役職委員)
6. 認定HCTCならびに仮認定HCTC(平成27年3月5日認定)：
 - 1) 認定HCTC：酒井紫緒、大井 恵
 - 2) 仮認定HCTC：興津美由紀、平野弘美、櫻井麻子、立花美智子

なお、次期総会会長(平成29年度・第39回学術集会)：吾郷浩厚(鳥根県立中央病院)につきましては、昨年度既に決定しております。また、役員、各種委員会委員の名簿につきましては、学会ホームページをご参照ください。

IV. 表彰等について

第37回日本造血細胞移植学会総会 会員懇親会(3月6日)会場におきまして、第36回日本造血細胞移植学会総会奨励賞の表彰式が行われました。賞名称、受賞者の方は以下の通りです。

<第36回日本造血細胞移植学会総会奨励賞 受賞者(敬称略、順不同)>

植木智子(兵庫医科大学)、藤原英晃(岡山大学)、真家紘一郎(筑波大学)、
村松秀城(名古屋大学)、吉田奈央(名古屋第一赤十字病院)

《平成28年度・第38回日本造血細胞移植学会総会》

総会会長：宮村耕一(名古屋第一赤十字病院 血液内科)
会 期：平成28年(2016年)3月3日(木)～3月5日(土)
会 場：名古屋国際会議場

平成26年度新規認定 日本造血細胞移植学会造血細胞移植認定医

Board Certified Member of the Japan Society for Hematopoietic Cell Transplantation

平成26年度の新規認定医認定申請により認定された造血細胞移植認定医の一覧となります。

認定・専門医制度委員会

2015年4月1日付：22名

(敬称略、認定番号順)

平井麻衣子	新井 康之	関口 康宣	植田 航希	大隅 朋生	鳥海 尚久
木村 俊一	横山 明弘	浅野 豪	宮尾康太郎	中村 大輔	池邊 太一
遠渡沙緒理	横山 寿行	倉橋 信悟	初瀬 真弓	齋藤 文護	原田 直樹
小林 優人	伊藤 俊朗	湯田淳一郎	前迫 善智		

ワーキンググループ 新規メンバー募集のお知らせ ／二次調査実施のお知らせとお願い

造血細胞移植登録一元管理委員会

ワーキンググループ 新規メンバー募集のお知らせ

今年もワーキンググループの新メンバーを募集いたします。奮ってご参加下さい。

ただし、メンバーには資格条件がありますので、日本造血細胞移植学会ホームページの「ワーキンググループ(WG)」ページより「WG 運営細則」・「WG新規メンバー公募案内」をご確認ください。

また、会員歴が不足する若手研究者の2015年までの特例措置もございますので、こちらも併せてご確認ください。

現在参加中のWGを異動したい場合は、学会ホームページの同ページ内「WG異動申請案内」をご確認の上、申請をしてください。

※今年度より「慢性骨髄性白血病(CML)【小児】WG」「慢性骨髄性白血病(CML)【成人】WG」を、「慢性骨髄性白血病(CML)/骨髄増殖性腫瘍(MPN)【小児】WG」「慢性骨髄性白血病(CML)/骨髄増殖性腫瘍(MPN)【成人】WG」(名称は変更の可能性があります)として、骨髄増殖性腫瘍を現在のCML WGに含めて運用することが検討されており、4月末日までに学会HPで正式な通知が行なわれる予定です。対象疾患の追加に伴い、骨髄増殖性腫瘍の解析をご希望される場合には、上記の通知内容を確認の上で、応募・異動をご検討下さい。

【WG 新規メンバー応募方法】

日本造血細胞移植学会ホームページより申請フォームにて応募

- 申込期限 2015年5月31日(日) 締切

【WG 異動申請方法】

異動申請書を日本造血細胞移植データセンター宛てにメールにて送付

- 申込期限 2015年5月31日(日) 締切
- E mail 送信先 jdchct-dc@jdchct.or.jp

※書類に不備がある場合には、申請を受理できない場合があります。

二次調査実施のお知らせとご協力をお願い

学会総会にてプレゼン審査を実施し、一元管理委員会で承認された二次調査研究につきまして、日本造血細胞移植データセンターが代行で二次調査を実施します。対象施設となった際は、ご協力をお願い申し上げます。(2015年度実施：2研究)

WG13 成人T細胞白血病リンパ腫(ATL)

『染色体異常がATLに対する同種移植成績に及ぼす影響』

公益財団法人慈愛会 今村病院分院 血液内科 中野 伸亮

WG10 悪性リンパ腫(ML)【成人】

『自家及び同種移植を施行した悪性リンパ腫における治療関連急性骨髄性白血病／骨髄異形成症候群に関する検討』

国立病院機構 九州医療センター 血液内科 山崎 聡

一般社団法人日本造血細胞移植学会 定款

第I章 名称

第1条 (名称)

本法人は、一般社団法人日本造血細胞移植学会(The Japan Society for Hematopoietic Cell Transplantation、略：JSHCT)と称する。

第II章 目的および事業

第2条 (目的)

本法人は造血細胞移植の研究を推進しその治療成績および安全性の向上を図りよって患者およびドナーの福利に資するとともに社員及び会員である医師等の造血細胞移植の研究、教育及び診療の向上を図ることを目的とする。

第3条 (事業)

本法人はその目的達成のため次の事業を行う。

- 1) 年次学術集会の開催
- 2) 研究協力の推進
- 3) 臨床成績の集積と評価
- 4) 造血細胞移植専門医・看護師・認定施設、等に関する事業
- 5) 国内外の関係学会との交流
- 6) 学術論文集、その他の出版物の刊行
- 7) その他(会員名簿の発行、など)

第4条 (事務局)

上記事業を円滑に運営推進するため、学会事務局を常設する。

第5条 (事務所)

本法人は、事務所を愛知県名古屋市内に置く。

第6条 (公告の方法)

本法人の公告は、本法人のホームページ及び機関誌(ニューズレター)に掲載する方法によって行う。

第III章 会員

第7条 (種別)

本法人の会員は、次の5種とする。

- 1) 名誉会員
年次学術集会会長を経験し65歳を超えた会員で、理事会で推薦され、社員総会で承認された者とする。
- 2) 功労会員
理事経験者又は本学会に著しく貢献し65歳を超えた会員で、理事会で推薦され、社員総会で承認された者とする。
- 3) 正会員
本法人の目的に賛同し、別に定めるところによる手続きを経て入会した医師及び一般会員となった後満3年経過した者で正会員となることを希望する者を正会員とする。
- 4) 一般会員
本法人の目的に賛同し、別に定めるところによる手続きを経て入会した医師以外の会員の内前号の規定により正会員となった者を除いた者を一般会員とする。
- 5) 賛助会員
本法人の目的に賛同し財政的支援を与える法人及び団体とする。

第8条 (除名)

正会員、一般会員は、正当な理由無く2年以上会費を納入しなかった場合および本法人の名誉を著しく汚した場合は、理事会及び社員総会の審議を経てこれを除名することができる。

第9条 (正会員の義務)

正会員は本学会事務局が本学会のために行うデータ集計に協力する義務を有する。

第IV章 役員および評議員

第10条 (役員)

1. 本法人に理事20名以内(ただし、第11条2項により理事を選任する場合は21名以内)、監事3名以内、総会会長1名、次期総会会長1名、次々期総会会長1名、次々次期総会会長1名を置く。
2. 理事のうち1名を理事長、若干名を副理事長とする。
3. 本法人に学会会長1名を置くことができる。

第11条 (役員を選任)

1. 理事及び監事は、別に定めるところにより評議員の中から社員総会で選任する。
2. 前項の規定により理事を選任する際に、社員総会において「その総会の後に開催される理事会において理事長に選任される者が理事でない場合、その者を理事として選任する」旨決議しておくものとする。
3. 前項の規定により選任された理事は、理事長でなくなったときは理事の身分を失う。
4. 理事長は、本条第1項の規定による理事の選任後に、理事会において、理事又は理事経験者の中から選任される。
5. 理事長は、理事の中から副理事長を選任する。
6. 学会会長は、別に定めるところにより社員総会で選任する。
7. 次々次期総会会長は、毎年の年次学術集会の前に開催される理事会において推薦され、社員総会で承認決定される。
8. 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

第12条 (役員の職務)

1. 理事長は、本法人を代表し、業務を統括する。
2. 理事長は毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
3. 副理事長は理事長を補佐するとともに、必要な場合には最年長の副理事長がその職務を代行する。
4. 理事は、理事会を組織し、業務の執行を決定する。
5. 学会会長は、本法人の渉外・事務局業務管理等についての助言・活動を行う。
6. 総会会長は、会員集会及び学術集会を主催する。
7. 次期総会会長は次年度(1年後)の総会会長予定者とし、次々次期総会会長は2年後の、次々次期総会会長は3年後の総会会長予定者とする。
8. 監事は、本法人の業務執行の状況及び財産状況についての監査を行う。
9. 本法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項に規定する損害賠償責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員等の職務執行の状況その他の事情

を勘案し、特に必要と認めるときは、法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度とし、理事の過半数の同意によって免除することができる。

第13条(役員の任期)

1. 理事の任期は2年で、再任は妨げない。
2. 理事長の任期は2年とし、再任は妨げない。
3. 学会会長の任期は2年とし、再任を妨げないが、その都度社員総会の承認を得るものとする。
4. 総会会長、次期総会会長、次々期総会会長及び次々次期総会会長の任期は1年とする。
5. 監事の任期は4年とし再任はできない。
6. 役員の任期は、理事長については選任されたときから、その他の役員については選任された定時社員総会が終了したときから任期に対応する事業年度に関する定時社員総会終了時までとする。

第14条(評議員)

1. 本法人の社員は、別に定めるところにより正会員の中から選任された評議員をもって構成する。
2. 評議員の数は、正会員数の12%以内とし、具体的な数字は選任の直前に開催される理事会で決定される。
3. 評議員の任期は2年とし、該当事業年度の定時社員総会の翌日から開始するものとする。
4. 評議員は再任を妨げないが、満65歳になる者は、その年度の定時社員総会終了時に資格を失う。
5. 評議員の解任は、社員総会において現評議員数の3分の2以上の者の賛成による決議によりすることができる。この場合は、当該社員総会の日から1週間前までに当該評議員に対しその旨を通知し、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

第V章 会議

第15条(理事会の構成)

1. 本法人に理事会を置く。
2. 理事会は理事をもって構成する。
3. 学会会長、総会会長、次期総会会長、次々期総会会長、次々次期総会会長及び監事は理事会に出席するものとするが、表決の際にはこれに加わらないものとする。

第16条(理事会の権能)

1. 理事会は、次の職務を行う。
 - 1) 本法人の業務執行の決定
 - 2) 理事の職務執行の監督
 - 3) 理事長の選任及び解任
 - 4) 社員総会の日時、場所及び社員総会の目的事項の決定
2. 理事会は次の事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - 1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - 2) 多額の借財
 - 3) 重要な使用人の選任及び解任
 - 4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - 5) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
 - 6) 第12条8項に定める責任の免除

第17条(理事会の開催)

1. 定時理事会は、年2回以上開催し、そのうち1回は年次学術集会前に開催するものとする。
2. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - 1) 理事長が必要と認めるとき
 - 2) 理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき
 - 3) 監事から開催の請求があったとき

第18条(理事会の招集)

1. 理事会は、理事長が招集する。
2. 理事会の議長は理事長とする。
3. 理事長は前条第2項2号又は3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が、5日以内に発せられないときは、各理事又は監事が臨時理事会を招集することができる。
4. 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第19条(理事会の定足数)

理事会は現理事数の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

第20条(理事会の議事録)

理事会の議事については、総会で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事がこれに記名押印するものとする。

第21条(社員総会の構成)

1. 社員総会は評議員をもって構成する。
2. 学会会長、総会会長、次期総会会長、次々期総会会長及び次々次期総会会長並びに名誉会員及び功労会員は、社員総会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権を有しないものとする。

第22条(社員総会の権能)

社員総会は、この定款に定めるほか、理事会で必要と認められた事項について審議、承認、決定し、理事会での審議事項について報告を受ける。

第23条(社員総会の開催)

1. 定時社員総会は、事業年度終了後3ヶ月以内に開催するものとする。
2. 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - 1) 理事会が必要と認めるとき
 - 2) 現評議員数の5分の1以上から会議の目的及び開催の理由を記載した書面によって開催の請求があったとき

第24条(社員総会の招集)

1. 社員総会は、理事長が招集する。
2. 社員総会の議長は理事長とする。
3. 理事長は前条第2項2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。この期間が経過しても臨時社員総会が招集されないときは、招集を請求した評議員は、裁判所の許可を得て臨時社員総会を招集することができる。

第25条(社員総会の定足数)

社員総会は、委任状を含めて現評議員数の3分の2以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもって予め意思を表示した者、および他の代理人として評決を委任した者は出席者とみなす。

第26条(社員総会の議事録)

社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録で作成し、議長及び出席した理事がこれに記名押印するものとする。

第27条 (委員会)

1. 理事会の決定により、各種委員会を置くことができる。
2. 各種委員会委員は原則として理事および評議員の中から理事会で決定し、社員総会及び会員集会上に報告する。
3. 各種委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げないが、その都度理事会の承認を得る。

第Ⅵ章 会員集会上および学術集会上**第28条 (会員集会上)**

1. 全会員を対象とする会員集会上を年次学術集会上の期間中に開催する。
2. 会員集会上は、総会会長が招集し、議長となる。
3. 会員集会上では、理事会、社員総会で審議決定された重要事項、収支決算が報告される。

第29条 (学術集会上)

1. 年次学術集会上は総会会長の責任の下に演題を公募し毎年開催する。
2. 本学術集会上プログラム構成は総会会長と年次集会上プログラム委員会と学術集会上企画委員会に任せられる。
3. 一般応募演題の筆頭演者は会員(正会員、一般会員)でなくてはならない。
4. 総会会長が必要と認めるときは、年次学術集会上以外の学術集会上を開催あるいは他の関連学会と共催することが出来る。
5. 年次学術集会上は一般公開とする。

第Ⅶ章 基金**第30条 (基金の総額)**

本法人の基金(代替基金を含む。)の総額は、金300万円とする。

第31条 (基金の拠出者の権利に関する規定)

本法人の基金は、本法人が解散するときまでは、社員総会の議決がなければ返還しない。

第32条 (基金の返還手続)

本法人の基金の拠出者が、基金の返還を求めるときは、社員総会での議決及び代替基金の積立て後に、これを返還するものとする。

第Ⅷ章 会計**第33条 (事業年度)**

本法人の事業年度は1月1日より12月31日までとする。

第34条 (年会費)

本法人の年会費は別に定める。ただし、名誉会員、功労会員は年会費の納入を必要としない。

第35条 (剰余金の処分)

1. 本法人は、剰余金が生じた場合であってもこれを評議員に分配しない。
2. 本法人は、剰余金が生じた場合には、繰り越した差損があるときはその填補に充て、なお剰余金があるときは、理事会及び社員総会の議を経て、その全部又は一部を翌事業年度に繰り越し又は積み立てるものとする。

第36条 (会計原則)

本法人の会計は一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従う。

第Ⅸ章 解散**第37条 (解散)**

本法人の解散は、社員総会において現評議員数の3分の2以上の賛成による議決を経るものとする。

第38条 (残余財産の処分)

本法人の解散に伴う残余財産は、前条に定める方法により、本法人の目的に類似の公益事業団体に寄付するものとする。

第Ⅹ章 補則**第39条 (最初の事業年度)**

第33条の規定にかかわらず、この法人設立当初の事業年度は、この法人設立の日から平成18年3月31日までとする。

第40条 (最初の社員)

第14条1項の規定にかかわらず、この法人の設立時の社員は次のとおりとする。

住所
氏名 小 寺 良 尚
住所
氏名 加 藤 俊 一
住所
氏名 河 敬 世
住所
氏名 谷 本 光 音
住所
氏名 坂 卷 壽
住所
氏名 岡 村 純
住所
氏名 金 丸 昭 久

第41条 (最初の役員)

1. 第11条1項の規定にかかわらず、この法人設立当初の理事及び監事は次の通りとする。

理事(理事長)

住所
氏名 小 寺 良 尚

理事(副理事長)

住所
氏名 加 藤 俊 一

理事

住所
氏名 浅 野 茂 隆

理事

住所
氏名 池 田 康 夫

理事

住所

氏名 今 村 雅 寛
 理事
 住所
 氏名 岡 本 真一郎
 理事
 住所
 氏名 尾 上 裕 子
 理事
 住所
 氏名 岡 村 純
 理事
 住所
 氏名 加 藤 剛 二
 理事
 住所
 氏名 河 敬 世
 理事
 住所
 氏名 小 島 勢 二
 理事
 住所
 氏名 塩 原 信太郎
 理事
 住所
 氏名 澄 川 美 智
 理事
 住所
 氏名 谷 本 光 音
 理事
 住所
 氏名 土 田 昌 宏
 理事
 住所
 氏名 中 畑 龍 俊
 理事
 住所
 氏名 原 田 実 根
 理事
 住所
 氏名 森 下 剛 久
 理事
 住所
 氏名 森 島 泰 雄
 会長
 住所
 氏名 坂 卷 壽
 監事
 住所
 氏名 金 丸 昭 久
 監事
 住所
 氏名 気賀沢 寿 人

2. 第13条の規定に関わらず、この法人設立当初の役員の内任期は就任後最初に終了する事業年度に関する定時社員総会の終了のときまでとする。

第42条(施行細則)

この定款の施行に必要な事項は、理事会及び社員総会の議決を経て別に定める。

以上、有限責任中間法人日本造血細胞移植学会を設立するため、この定款を作成し、社員が次に記名押印する。

平成18年2月25日

社員 小 寺 良 尚
 社員 加 藤 俊 一
 社員 河 敬 世
 社員 谷 本 光 音
 社員 坂 卷 壽
 社員 岡 村 純
 社員 金 丸 昭 久

付則

平成18年3月 9日設立

平成19年6月22日改定(ただし、第33条については平成20年4月1日から施行するものとする。)

平成21年2月 4日改定

平成22年2月18日改定

平成23年3月 8日改定

平成25年3月 9日改定

平成26年3月 9日改定

平成27年3月 7日改定

一般社団法人日本造血細胞移植学会定款施行細則

第Ⅰ章 入会、休会及び退会

第1条 (正会員、一般会員)

本法人に正会員、一般会員として入会しようとする者は、次の各号に掲げる者でなくてはならない。

- 1) 造血細胞移植に関する知識と経験を有する医師。
- 2) 造血細胞移植に関する知識と経験を有する研究者で、学士、修士または博士の称号を有する者。
- 3) 造血細胞移植に関する知識と経験を有し、医療に関わる資格(看護師免許、診療放射線技師免許、臨床検査技師免許など)を有する者。
- 4) その他理事会によって前3号のいずれかに準ずると認められた者。

第2条 (入会)

定款の規定に従い本法人に入会を希望する者は、別添の所定の入会申込書を提出し当該年度の会費を本法人が指定する口座に振込まなければならない。

第3条 (休会)

休会を希望する者は、別添の所定の休会届出書を提出しなければならない。ただし、既に納入した当該年度分の会費は返還しない。

第4条 (退会)

退会を希望する者は、別添の所定の退会届出書を提出し、会費を滞納している場合は完納しなければならない。

第Ⅱ章 会費

第5条 (年会費)

本法人の年会費は次のとおりとする。ただし、名誉会員、功労会員は年会費の納入を必要としない。

- 1) 評議員 18,000円
- 2) 正会員、一般会員 10,000円
- 3) 賛助会員 50,000円以上

第Ⅲ章 理事の選任

第6条 (理事の選任)

1. 理事の定数は20名以内とする。ただし、定款第11条2項により理事を選任する場合は21名以内とする。
2. 医師、看護師及びその他の医療従事者である評議員は理事候補者になることができる。
3. 本法人の理事候補者になろうとするものは、理事評議員選任委員会が定めた期日までに、書留郵便によって、その旨を理事評議員選任委員会に届けなければならない。
4. 前項に定める届け出は、所定の用紙を用いて行い、理事候補者の氏名、専門科名、所属する施設名、生年月日、経歴、所信、及び日本造血細胞移植学会への貢献度を記載しなければならない。
5. 理事評議員選任委員会は専門科別に、理事候補者の氏名、専門科別、所属する施設名、生年月日、経歴及び所信を掲載した選挙広報並びに書面投票に使用する投票用紙を評議員に配付する。評議員は、投票用紙を社員総会の30日前までに、理事評議員選任委員会に郵送しなければならない。
6. 理事の投票選出は書面投票によることとし、その結果について社員総会の承認を得る。
7. 評議員が投票する数は3名とする。なお3年間連続して本学会への参加がない評議員は理事の選挙権を喪失する。
8. 得票数の多い者から順に、各専門科別に、内科系3名、小児科系2名、基礎系1名、看護師およびその他の医療従事者1名、及び理事会枠3名を当選者とし、得票数が同数の場合には年令の高い者を当選とする。立候補者が定数に満たない場合には理事会で選任し、社員総会の承認を得ることとする。専門科別人数の改定は投票前に理事会で決定し、社員総会の承認を得ることとする。
9. 理事会枠の選定には地域性、分野、および一般社団法人日本造血細胞移植データセンターへの造血細胞移植データの報告件数を考慮する。この地域性については全国を7地域に区分して各地域から選出されるよう配慮し、分野については輸血部、検査科、外科系等からも選出されるよう配慮し、一般社団法人日本造血細胞移植データセンターへの報告件数が50件を超えている施設からの選出を考慮する。
10. 理事の任期は2年とする。
11. 理事の投票選出は2年に一度、理事定員の半数の者について行う。投票で選出された理事は2期4年間理事を務めることとし、1期目が終了する次の社員総会で信任決議を行い、法律上の選任決議とする。
12. 理事に立候補する者は、選任される年の4月1日の時点で満63歳までの者とする。
13. 理事に欠員が生じ、残りの任期が1年以上のときは、欠員となった理事の専門科で、前回の理事選挙における次点者を繰り上げて補充する。この理事の任期は欠員となった理事の残りの任期とし、再任時の任期には算定しない。

第Ⅳ章 監事の選任

第7条 (監事の選任)

1. 監事の定数は3名以内とする。
2. 監事の選任にあたっては評議員を被選挙人として理事選挙とは独立して選挙を行う。3. 立候補は自薦とするが自薦による立候補者がいない場合は理事評議員選任委員会が推薦する。
4. 選出された監事候補者は、社員総会にて承認される。
5. 監事の任期は4年とする。
6. 第3項の推薦を受ける者は、選任される年の4月1日の時点で満61歳までの者とする。
7. 監事に欠員が生じ、残りの任期が1年以上のときは、第2項、第3項、第4項、及び第6項の規定に倣い監事を補充する。補充された監事の任期は欠員となった監事の残りの任期とし、定款第13条5項及び本条5項に規定する監事の任期には含まれないものとする。

第Ⅴ章 理事長の選任

第8条 (理事長の選任)

1. 理事長は、本細則第6条の規定により理事選任の承認が得られた社員総会終了後、理事会において理事及び理事経験者の中から選任される。この理事会には理事経験者も出席することができる。理事経験者は発言することはできるが議決権はない。
2. 理事長の立候補については、理事会開催前まで受け付けるものとする。
3. 立候補者が1人の場合は、理事会において出席者の過半数の信任を得るものとする。
4. 立候補者が複数の場合は、有効投票数の過半数を得た者とする。
5. 初回の投票で過半数を得た者がいない場合は、得票数が上位2名の者を対象に再投票を行い、得票数の多い者とする。ただし、得票数が同じ場合は、抽選により選任する。

第Ⅵ章 学会会長の選任

第9条 (学会会長の選任)

1. 理事会は、理事経験者の中から学会会長としてふさわしい者を推薦し、社員総会の決議を求めるものとする。
2. 前項の推薦を受ける者は、人格や見識、これまでの研究成果、本法人に対する貢献などにかんがみ、学会会長として本法人の発展に寄与することを期待できる者とする。

第Ⅶ章 学術総会会長の選任

第10条 (学術総会会長の選任)

1. 学術総会会長は評議員より選出することとし、公募(立候補、推薦)により受付、理事会で推薦、社員総会の承認を得る。
2. 学術総会会長となることを希望する者(立候補)および推薦する者は、別に定める書式により、理事会宛に郵送(書留郵便)にて届け出るものとする。

第Ⅷ章 評議員の選任

第11条 (評議員候補の資格)

下記の資格を有する正会員は評議員候補者になることができる。

- 1) 連続5年以上本法人の会員(正会員又は一般会員)で、会費を完納した者とする。ただし、選任される年の4月1日の時点で満61歳までの者とする。
- 2) 学術上の業績あるいは医療上の貢献が著しい者。

第12条 (評議員の選任)

1. 評議員の定数は正会員数の12%を超えないものとする。
2. 理事会はあらかじめ当該年度の選任評議員数を決定し、理事長が理事評議員選任委員会に報告する。
3. 評議員となることを希望する者(評議員候補者)は、別に定める書式により、社員総会の5ヶ月前から3ヶ月前までの期間に理事評議員選任委員会委員長あてに郵送(書留郵便)にて届け出るものとする。理事評議員選任委員会は評議員候補者が被選挙権の有権者であることを確認する。
4. 理事評議員選任委員会は定時社員総会の1ヶ月前までに選任会議を開催し、評議員を選任する。研究業績、医療業績、コメディカル業績の3分野別に客観的に公平に評議員を選任する。専門性、地域性などの学会運営上の必要性、及び一般社団法人日本造血細胞移植データセンターへの移植データ報告件数も考慮する。選任基準は公開とする。
5. 社員総会時の理事会、社員総会で選任評議員の承認を得る。

第Ⅸ章 委員会

第13条

1. 本法人に下記の委員会を設置する。各種委員会の委員長は理事が担当し(前年度総会会長が委員長に就任する場合はこの限りではない)、委員および委員長は理事会が選出するものとする。役職(総会会長職など)による委員以外の委員については、原則として同時に2つまでとする。
 - 1) 理事評議員選任委員会
 - 2) 倫理審査委員会
 - 3) 社保委員会
 - 4) ガイドライン委員会
 - 5) 臨床研究委員会
 - 6) 看護部会
 - 7) 編集委員会
 - 8) 在り方委員会
 - 9) ドナー委員会
 - 10) 認定・専門医制度委員会
 - 11) 国際委員会
 - 12) 造血細胞移植コーディネーター委員会
 - 13) 放射線事故対策委員会
 - 14) 年次集会プログラム委員会
 - 15) 学術集会企画委員会
 - 16) 財務委員会
 - 17) 造血細胞移植登録一元管理委員会
2. 各委員会の組織、任務等の詳細は別に定める。

第Ⅹ章 改正

第14条 (改正)

本施行細則は、理事会及び社員総会の議決によって変更又は廃止することができる。

附則

1. 本施行細則は平成18年3月24日より施行する。
2. 本細則施行日現在任意団体日本造血細胞移植学会(日本造血細胞移植推進機構に改称)に在会する会員は、本法人に入会したものとみなす。これらの会員は、本法人における会員の種別を本法人に届け出るものとする。
3. 本細則施行日現在の任意団体日本造血細胞移植学会(日本造血細胞移植推進機構に改称)の評議員は、本法人の14条の評議員とみなす。
4. 本施行細則は平成19年2月15日に改定された。
5. 本施行細則は平成20年6月7日に改定された。
6. 本施行細則は平成21年2月4日に改定された。
7. 本施行細則は平成22年2月18日に改定された。
8. 本施行細則は平成23年3月8日に改定された。
9. 本施行細則は平成23年7月28日に改定された。
10. 本施行細則は平成24年2月23日に改定された。
11. 本施行細則は平成25年3月9日に改定された。
12. 本施行細則は平成26年3月9日に改定された。
13. 本施行細則は平成27年3月7日に改定された。

学会記 第19回韓国造血細胞移植学会冬期学術総会

慶應義塾大学医学部 血液内科 菊池 拓

2015年2月6日、7日に開催された第19回韓国造血細胞移植学会(Korean Society of Blood and Marrow Transplantation; KSBMT)に参加させて頂いた。韓国造血細胞移植学会は毎年二回夏と冬に主にリゾートで開催される。特に冬季総会は、日頃忙しい移植医が学会と共に家族と一緒に過ごせる時間を楽しむというコンセプトで、スキー場で開催されることが多い。今回は2018年に冬期五輪が開催される平昌(ピョンチャン)で学会が行われた。ソウルから車で3~4時間程度の距離でソウルの東側に位置し、新潟と緯度はほぼ同じである。以前、韓流で一世を風靡した「冬のソナタ」のロケ地としても知られているようである。今回は空港から会場までKSBMTが手配をしてくださり、会場移動までは非常にスムーズであった。実際に到着すると新潟よりも雪は少ないが非常に寒い印象を受けた。

日本造血細胞移植学会(JSHCT)とKSBMTとの交流は4年目を迎える。今年も日本からも6つの演題発表が行われた。Scientific Sessionでは慶應義塾大学の中島秀明先生がiPS細胞を用いたmyeloid malignanciesの病態解析について講演するとともに、一般口演では金沢大学の材木先生がドナータイプの再生不良性貧血について、東京大学医科学研究所の高橋聡先生がmultivirus-specific T cellsに関するpre-clinical studyについて報告された。Poster sessionでは、都立駒込病院

の池川先生がAML細胞のCD25発現と移植成績の相関について、慈恵医科大学の横山先生がmonosomal karyotypic evolutionとAMLの移植成績に対する影響について、そして私が同種造血幹細胞移植後のtransjugular liver biopsyの有用性について発表した。嬉しいことに日本からのポスター発表はすべて優秀ポスターに選ばれた。学会はすべて韓国語ではなく、日本からの参加者に配慮して、終日英語のplenary sessionとsessionsが設けられており、欧米の著名な演者の講演に加えて、韓国の移植の現状や、基礎・臨床研究について多くを学ぶことができた。

KSBMT冬期学術総会の会場は、アルペンシアリゾートというリゾートホテルが立ち並ぶ一角にあるコンベンションセンターで行われ、ポスター会場が1つ、口演会場は2つであった。会場からはスキー場が眼前に広がり、スキーヤーが颯爽とリフトから降りて滑走する姿が見られた。また五輪開催に向けて、工事やスキーの大会なども行われ、準備が急ピッチで進んでいることが感じられた。夕方より、welcome partyが開催され、韓国料理に舌鼓を打ちながら、日本からの参加された先生との交流もさせて頂いた。



Poster session



Ski slope

2日目はすべてが韓国語のセッションということもあり、初めての韓国訪問となる私は韓国語が理解できる訳もなく、日本から参加した若手医師数名と一緒にスキー場でスキー・スノーボードを楽しんだ。かくゆう私は出発前から、スノーリゾート地で開催されることを知っており、スノーボード一式を自宅から持参し、滞在期間を延長し、8日もスノーリゾートを満喫してきた。

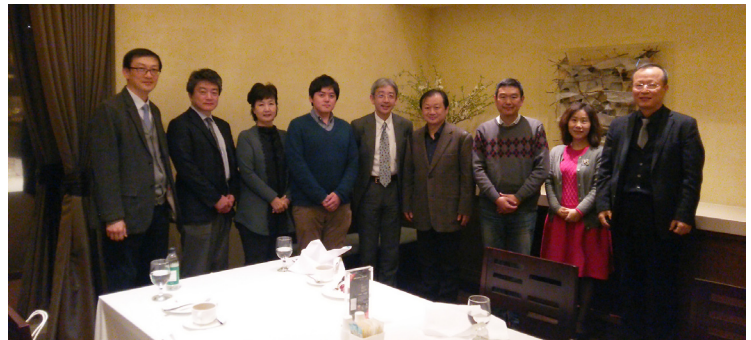
KSBMT 学術総会に参加させて頂き、JSHCT 総会同様に医師以外にも看護師も多数参加し、造血幹細胞移植が韓国においてもチーム医療として推進されていることを実感した。韓国の医師も非常に熱心でかつ友好的で、今後もこのような相互の協力がアジアの造血幹細胞移植の発展につながると確信した学会であった。



KSBMT Scientific Committee Chairs.の Kim先生(右)と Sao先生(左)と一緒に



学会会場



KSBMT 理事長 Shin教授(右から4人目)と会食

看護部会企画

第37回学会総会が終了して

看護部会 委員長 近藤 咲子

看護師多数の参加を受け、大盛況の中プログラムを進めることができました。今年は、一つに、同種造血細胞移植の特徴である、就労世代の問題である社会復帰、その中でも就労の問題を取り上げ、ランチョンセミナーで国立がん研究センター高橋都先生の講演を基調講演として、更に患者・企業看護師・厚生労働省・病棟看護師がそれぞれの立場からの意見をいただきシンポジウムを行いました。患者にとっての社会復帰、ことに就労の問題は大きな課題であり、外来での長期フォローアップにおいて着目すべき重要な事柄であるにもかかわらず、看護師として何をしていけばいいのかわかみきれないのが現状ではありますが、このシンポジウムでの学びが今後の患者さんへの支援につながる一助になったと思います。

毎年恒例になっているグループミーティングではLTFU関連として開設準備期・開設後運用、合併症関連ではGVHD・晩期合併症(性機能障害など)、患者指導関連では感染予防と栄養について多施設の看護師で活発な意見交換ができました。一例をあげると、LTFUに関してはまだ施設の協力が得られず、十分な外来機能にならない施設もありましたが、一方同じような状況から機能を拡充していった施設の経験を聞くことで、どのようにしていけばいいのかを考えられる場になっていたようです。同じような疑問、一施設では解決しにくい問題を他施設の看護師で話し合う場は貴重であり今後も継続していきたいと思えます。

造血細胞移植を実施する病棟では7対1看護入院基本料をとりまく環境が厳しくなっている現状を踏まえ、医療・看護必要度について初めて教育講演としてとりあげました。その後の意見交換では評価に関する疑問や看護必要度が上がり改善努力を迫られている等各施設が苦慮していることがうかがえました。そのため、看護部会を中心に実態調査を含め今後も取り組んでいきたいと考えています。

第37回学会におけるHCTC委員会の活動報告

HCTC委員会 委員長 一戸 辰夫

第37回学会(小川啓恭会長)において、HCTCワークショップと、第2回ブラッシュアップ研修会を開催いたしました。ワークショップでは、全国の移植施設を対象として昨年行なわれたHCTCアンケート結果の中間報告や、実際のコーディネートにかかわる諸問題、骨髄バンクとの連携などについて貴重な報告が行なわれました。ブラッシュアップ研修会には、骨髄バンク関係者を含む150名近くの参加者があり、HCTCへの関心がかつてないほどに高まっていることを強く実感いたしました。2015年3月末における認定HCTCは18名、仮認定取得者はのべ19名になっています。本委員会の活動に引き続きのお力添えをお願いいたします。

私の選んだ重要論文

(1) Stem-Cell Transplantation in Children With Acute Lymphoblastic Leukemia: A Prospective International Multicenter Trial Comparing Sibling Donors With Matched Unrelated Donors-The ALL-SCT-BFM-2003 Trial.

Peters C, Schrappe M, von Stackelberg A, et al. J Clin Oncol. 2015 Mar 9. [Epub ahead of print]

1) は小児ALLに対する造血幹細胞移植の前方視的治療研究の結果であり、移植適応や前処置、GVHD予防を統一してドナーの種類による移植成績の比較を行っている。対象患者は治療反応不良な第1寛解期ないし再発後寛解例であり寛解導入不応例は含まれていない(移植適応については Schrauder A et al: BMT 2008;41:S71-S74 に詳しい)。HLA 適合同胞ドナー (MSD) が得られない場合は高解像度タイピングによる9/10ないし10/10アレル適合非血縁ドナー (MUD) を選択する、いわゆる”biological randomization” のデザインとなっており、実際にMSD群(105例)とMUD群(306例)の背景因子は同等であった。移植前処置はTBI 12Gy + VP-16 60mg/kgに統一され、2歳未満やTBIが行えない症例(全体の10%)ではBu + CY 120mg/kg + VP-16 40mg/kgが代替レジメンとなった。GVHD予防としてMSD群はCyA単独であるが、MUD群に対してはCyA + 短期MTX + ATGが用いられた。結果として、MUD群は造血回復が遅延し、感染症が多く、非再発死亡率が高かった。一方、全身型慢性GVHDはMSD群に多く、特に12歳以上の年長児で頻度が高かった。再発率、無イベント生存率および全生存率は両群で差がなかった。第1寛解期で移植された症例は第2寛解期以降に移植された症例と比較して再発率が有意に低く予後良好であったが、それ以外の予後因子は同定されず、慢性GVHDの有無・重症度も予後に関連しなかった。本論文は小児ALLの移植におけるMUDの有用性を改めて示したが、一方で問題点も指摘できる。MSD群の年長児例で全身型慢性GVHDの頻度が高かったが、慢性GVHDの存在が予後の改善に寄与しなかったことを考慮すればGVHD予防法は改善すべきだろう。また、第1寛解期での移植例の予後が良好であったが、この一群は化学療法の成績も改善しており(Conter V, et al; Blood. 2014;123:1470-1478)、移植適応について再考が必要かもしれない。HLA 適合ドナーが得られなかった症例についてはHLA不適合臍帯血移植やHLA半合致移植も行われているようで、それらの成績も発表が待たれる。

(2) Comparison of transplantation with reduced and myeloablative conditioning for children with acute lymphoblastic leukemia. Kato K, Kato M, Hasegawa D, et al. Blood. 2015;125:1352-1354

1) とほぼ同じタイミングで我が国からも小児ALLの移植成績についての論文が発表された。こちらはTRUMPデータを用いた後方視的解析の結果で、前処置の強度で比較したところRIC群(133例)でわずかに再発が多い傾向はあったが、生存率はMAC群(1201例)と同等であった。RIC群が全体の約10%と少ないことは問題であるが、興味深い結果であり、1)のような前方視的研究に発展するか注目に値する。

聖路加国際病院 小児科 長谷川 大輔

施設紹介**琉球大学医学部附属病院 骨髄移植センター**

琉球大学医学部附属病院 骨髄移植センター 百名 伸之

当センターは2010年4月、沖縄県における骨髄移植療法等における技術基盤の確立と関連分野の人材育成を目的にプロジェクトとして設置されました。南方の島嶼県である本県において、県外での診療は患者、家族の経済的、精神的負担が大きく、地域完結医療は本院の重要課題となっています。センターは第二内科、小児科の血液部門を統合した形態で、看護部、検査部、輸血部、薬剤部等と有機的に結合しています。成人部門、小児部門が情報を共有することで、より質の高い移植が可能となっています。移植自体は内科病棟(class100無菌室1床)、小児病棟(class100無菌室2床)で実施しています。センター所属のスタッフは教官2名、医員3名のみですが、内科、小児科の血液スタッフの協力を得ています。骨髄バンク・臍帯血バンクの移植認定および骨髄バンク骨髄採取認定も受けており、充実した移植環境となっています。

血液内科の特徴は、沖縄地域に発症頻度の高い成人T型細胞白血病リンパ腫の治療研究です。県内他施設との共同研究で、最適な化学療法と造血細胞移植療法の併用を課題としており、JCOG、JALSGにも参加しています。小児部門は対症疾患の多様性に特徴があり、血液腫瘍、固形腫瘍、造血不全症、先天性免疫不全症、先天性代謝異常症、慢性活動性EBV感染症等、希少疾患を含め移植を行っています。JPLSGに参加するとともに、多施設共同で進行神経芽腫に対するKIRリガンドミスマッチ臍帯血移植も行っています。さらに、小児の晩期障害回避を目的としたRIC移植を積極的に行っています。センター設立以後の移植件数は、内科部門が自家移植15件、同種移植21件、小児部門が自家移植6件、同種移植27件、臍帯血移植19件となっています。現在、内科は年10～20件、小児は年10件前後の移植を行っており、移植スタッフ、コメディカルの人材育成にも十分な移植件数となっています。

看護部については、移植専門病棟がないため移植専任チームはありません。しかし、勉強会、移植カンファランス、マニュアル作成等で移植看護の実践は受け継がれています。2014年5月からは、移植学会の研修を受けた看護師による移植後フォローアップ外来が開設され、長期にわたるケアの充実が図られています。

臨床心理士は1名を配置し、患者、家族の精神的ケアを行っています。特に小児においてはきょうだい支援が重要であり、心理士によるきょうだいの面接も定期的に行っています。

移植センタープロジェクトにより、沖縄県の移植医療基盤は整備され、県外への依存はほぼ回避されています。今後は、移植技術のさらなる発展を目指し、基礎、臨床研究の充実を図りたいと考えています。今後とも、移植学会の先生方のご指導をよろしくお願い申し上げます。

新体制へ

九州がんセンター 血液内科 崔 日承

研修医の2年を経ると、私の所属する医局では研究室配属が決まることになっていた。消化器系、内分泌・糖尿病、そして血液。希望は提出するが、実際の配属はその時の研究室の実情によって決定されていた頃だった。そんな中、私の配属先は血液研究室となり、九州がんセンター造血器科(現血液内科)でレジデントとして修行させていただくこととなった。当院の小児科は、日本で初めて小児に対して近代的な同種移植を行った施設であり(一例目は骨髄内骨髄移植だった!)、鶴池直邦先生をはじめ造血器科スタッフはもちろん、田坂英子先生、岡村純先生ら小児科の先生方にも御指導いただきながら同種移植の経験を積ませていただいた。様々な移植幹細胞ソースが用いられるようになり、さらに高齢者へと、適応の拡大にあわせるように移植可能なベッド数が増えた現在も、小児科と血液内科は同じ移植センター、医師以外は同じスタッフで移植を行っており、全国でもユニークな存在なのではないかと思う。看護スタッフはもちろん、臨床心理士、薬剤師、理学療法士、栄養士、ソーシャルワーカー、検査技師、放射線科、院内学級の先生方など多職種による合同カンファレンスも週に一度行われており、乳児から高齢者まで対応して下さるスタッフのみなさんには本当にいつも感謝している。今後は移植コーディネーターの方にも参加していただかなければならないのであるが…。

私自身はこのような恵まれたスタッフに囲まれ、レジデントの後、九州大学でミニ移植に触れ、再び九州がんセンターに赴任した時には、高齢者成人T細胞白血病リンパ腫(ATL)に対する骨髄非破壊的前処置を用いた同種造血細胞移植の臨床研究が、まさに始まったところであった。この臨床研究への関わりを通して、本当に多くの先生方に御指導いただき、言い尽くせない程の経験をさせていただいている。HLA一致同胞、血縁、非血縁骨髄、臍帯血と、主に寛解期の患者さんを対象に移植治療そのものに焦点を当てた臨床研究が行われて来た。現在ATLに対して、適応があると考えられる患者さんにおいては、初診時より同種移植を念頭に置いた治療戦略がとられるようになって来ている。さらに、新規薬剤の登場、免疫学的機序に基づいた新規治療の開発など、新たなテーマも尽きない。

さて、九州がんセンター血液内科は、2015年度、長年御指導いただいた鶴池部長が定年退任され、安部康信部長の下で新体制となった。また、来年には念願の新病院への移転をひかえる時期とも重なる。そんな中これまで以上に臨床に研究に、少しでも貢献出来るよう、頑張っていきたい。

次号予告 次回は、慈愛会今村病院分院血液内科 中野 伸亮 先生です!

各種委員会からのお知らせ

【移植施設認定委員会報告】

移植施設認定基準を設けた背景、非血縁者間造血幹細胞移植を施行する診療科の認定基準(移植施設認定基準)、認定手続きの具体的な流れと役割分担、そして新基準導入のロードマップをHPに掲載しましたのでご確認ください(http://www.jshct.com/organization/shisetsu_kijun.shtml)。新基準による認定は2016年4月より開始されます(日本骨髄バンクが受付窓口になります)。認定の第一段階として、現時点では多くの移植施設が満たすことが困難と思われる基準(認定医数、对患者看護師数、HCTC)を除いたすべての基準によって、2018年4月までにすべての移植施設の認定を完了します。それまでは過渡的に新旧両基準による認定を行います。また、これは造血幹細胞移植に関する法律の施行に規定されたものですので、各施設での移植チームの充実(HCTCや看護師・移植医の雇用)を目指した要求を後押しするためにも活用いただければ幸いです。

移植施設認定委員会 委員長 岡本 真一郎

【編集委員会報告】

会員の皆様のおかげをもちまして、日本造血細胞移植学会雑誌も創刊から4年目に入りました。過去4号の発刊月の論文ダウンロード数は月間で1800アクセスを維持しており、皆様の期待をひしひしと感じますとともに、投稿、査読をしていただいている会員の方々にもこの場を借りてお礼を申し上げます。

さて、第37回日本造血細胞移植学会総会時の理事会および評議委員会・社員総会で、今後の学会総会シンポジウムでご講演をされる演者の先生方に総説の執筆を依頼させて頂くことについて了解を得ました。学会で聞き逃した講演を総説としてご覧いただけるよう尽力致します。演者になられる先生におかれましては、ご協力のほどどうかよろしくお願い申し上げます。また、本誌へのご投稿は評議員資格更新時の業績となります。皆様からの投稿をお待ちしております。投稿は <http://www.editorialmanager.com/jshct/default.aspx> より受け付けております。

編集委員会 委員長 赤塚 美樹

●平成27年度年会費について

先ごろ平成27年度年会費請求書を郵送させていただきました。お受け取りになりましたら、お早目にご納入いただきますようお願い致します。

●本学会会員情報へのご登録内容変更につきまして

ご勤務先の変更等に伴いご住所、メールアドレス等本学会会員情報へのご登録内容に変更がございましたら、Eメール、FAX等にてお早目に事務局までお知らせください。

【JSHCT事務局より】

一般社団法人日本造血細胞移植学会 事務局

名古屋市東区大幸南1-1-20 名古屋大学医学部内(〒461-0047)

Tel: 052-719-1824 Fax: 052-719-1828 E-mail: jshct_office@jshct.com <http://www.jshct.com>